

## 石綿飛散防止対策に係る主な論点（案）

吹付け石綿等の特定建築材料が使用されている建築物等の解体現場等からの石綿の飛散防止を更に徹底するため、石綿飛散防止関連制度について次の主な論点が考えられる。

## 1. 立入権限の強化及び事前調査の義務付けについて

現状の大気汚染防止法では、行政機関は特定粉じん排出等作業実施届出書が提出された建築物の解体現場等に対して立入検査を実施できることとしている。しかし、届出書が提出されていない建築物の解体現場等に対しては、石綿の使用のおそれがあっても立入検査を実施できず、行政機関が石綿使用の有無を確認できない。

## &lt;論点&gt;

- ・立入対象（石綿使用のおそれ）の定義（建築年数、構造等）。
- ・大気汚染防止法における事前調査の義務付けの要否。
- ・立入検査時の建築材料の収去権限の追加。

## 2. 敷地境界等における大気濃度測定の義務化及び測定結果の評価について

特定粉じん排出等作業において、敷地境界等における大気濃度の測定の義務が無い場合、石綿飛散の有無の確認ができない。

自治体あるいは自主的に事業者が石綿の大気濃度測定を実施している場合があるが、測定結果の評価方法（濃度基準等）がなく、石綿飛散の有無の判断が不明確である。

## &lt;論点&gt;

- ・大気濃度測定義務の規定場所（法律：ばい煙発生施設等と同様、規則：作業基準）。
- ・大気濃度測定未実施の場合の罰則規定（ばい煙発生施設は規定有）。
- ・大気濃度測定結果の評価方法（作業管理基準として設定、健康リスクの基準として設定）。
- ・大気濃度測定結果が基準値を超過した際の対応（作業基準遵守命令、一時停止措置命令、罰則）。

### 3. 大気濃度測定に係る試料採取及び分析について

複数の省庁でそれぞれの目的に応じ、測定場所、試料採取時間等を規定していることから、施工事業者、測定機関がどの方法を採用するか混乱が生じている。

#### <論点>

- ・ 大気濃度の測定方法。
- ・ 大気濃度の測定場所（敷地境界、建屋境界、養生周辺等）。
- ・ 大気濃度の測定対象物質（総繊維、石綿繊維）。

技術を有しない測定機関が試料採取を行った場合、排気口の気流を考慮せず採取地点を決定する、または機器の操作ミスによる不適切な試料採取を行う等の不適切な試料採取が行われる可能性がある。

技術を有しない分析機関が試料の分析を行った場合、石綿繊維の見落とし等の不正確な計数が行われる可能性がある。

試料の分析に時間を要した場合、分析結果が判明した時点で除去作業が終了しており、結果を飛散防止対策に役立てることができないことが考えられる。

#### <論点>

- ・ 測定及び分析事業者の登録制度の要否。
- ・ 発注者が解体工事と大気濃度測定を分離発注することの要否。
- ・ 第三者による精度管理の要否。
- ・ 試料の保存義務及び試料の提出を求める権限の要否。
- ・ 大気濃度測定の結果を報告する義務の要否。

### 4. 発注者による配慮について

発注者から低額、短期間の工事を請け負うことにより石綿飛散防止対策が徹底されない懸念があり、発注者にも一定の責任を持たせるべきという意見がある。

#### <論点>

- ・ 発注者の配慮規定の拡充の要否
- ・ 発注者の責務規定の位置づけの要否

## 5. 法令の徹底と透明性の確保について

石綿の危険性と石綿含有建材について国民の知識が乏しく、漏洩や飛散が疑われる工事を発見しても、除去業者等の説明をそのまま受け入れざるをえない状況がある。国民が石綿の危険性と石綿含有建材についての知識を得ることにより、違法な解体工事への監視の役割が期待されるという意見がある。

### <論点>

- ・アスベストの飛散防止対策の重要性についての周知。
- ・特定粉じん排出等作業である旨の掲示、特定粉じん排出等作業の公開の要否。

## 6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあたっての石綿飛散防止対策について

大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材を使用している建築物の解体等作業について、自治体等から作業基準の設定の要望がある。

### <論点>

- ・特定建築材料以外の石綿含有建材の除去作業に係る作業基準の設定及び届出の要否。

## 7. その他

その他にも次のような論点が意見として挙げられている。

### <論点>

- ・事前調査及び事前調査に基づいた工事がなされるよう第三者が管理することの要否
- ・アスベスト除去後の完成検査の要否。
- ・罰則の強化及び違反した者への対応（公表等）について。